

2023 年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 2022

In brief

2023 年度(令和 5 年度)税制改正大綱(以下「2023 年度税制改正大綱」)が、2022 年 12 月 16 日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2023 年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご留意ください。

本ニュースレターでは、2023 年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。

自由民主党・公明党両党より公表の「令和 5 年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf

In detail

1. グローバル・ミニマム課税への対応

2023 年度税制改正においては、グローバル・ミニマム課税制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われます。すなわち、2024 年 4 月以降に開始する対象会計年度について、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度の総収入金額が 7 億 5 千万ユーロ相当額以上である特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)および特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)が課されることとなります。

なお、軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)および国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)を含め、OECD において来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、2024 年度税制改正以降の法制化が検討されることとなります。

2. 外国子会社合算税制(CFC 税制)等の見直し

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等について、次の見直しを行うこととされます。

(1) 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 27%以上(現行:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除されます。

- (2) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存することとされます。
- ① 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
 - ② 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- (3) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者(株主等)に関する事項を記載するものに限る)の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができます。
- (4) 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置が講じられます。

(注) 上記の改正は、内国法人の2024年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

3. 資金決済に関する法律の改正に伴う見直し

資金決済に関する法律の改正に伴い、次の措置等を講じることとされます。

- (1) 特定信託受益権(いわゆるステーブルコイン)の譲渡をした者がその譲渡の対価の支払を受ける場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、その者は次に掲げる告知を要しないこととされます。
- ① 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知
 - ② 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- (2) 特定信託受益権の譲渡を受けた者等がその譲渡の対価の支払をする場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、その者は次に掲げる調書の提出を要しないこととされます。
- ① 株式等の譲渡の対価等の支払調書
 - ② 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
 - ③ 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
- (3) 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づき、国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定に電子決済手段の移転をした場合または国内電子決済手段勘定に国外電子決済手段勘定から電子決済手段の移転を受けた場合、これらの移転に係る電子決済手段の価額が100万円以下であるときを除き、当該電子決済手段等取引業者は、その移転に係る電子決済手段の種類、価額その他の事項を記載した調書を、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。
- (注) 上記の制度は、2024年1月1日以後に行われる電子決済手段の移転について適用されます。
- (4) 資金決済に関する法律に規定する電子決済手段の譲渡について、消費税を非課税とすることとされます。

4. 暗号資産の評価方法等の見直し

暗号資産の評価方法等について、法人税について次の見直し等を行うこととされます。

- (1) 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外することとされます。
- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
 - ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - イ 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

□ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。

- (2) 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とされます(所得税についても同様)。
- (3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上することとされます。

5. スタートアップ支援のための税制の創設とエンジェル税制等に関する見直し

創業初期のプレシード・シード期におけるスタートアップへの出資をこれまで以上に支援するため、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度等が創設されます。この非課税制度の上限額については、米国の QSBS に係る株式譲渡益の非課税措置の規模(約 13.5 億円)を上回る 20 億円とされます。

- (1) 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、その設立の日以後の期間が 1 年未満の中小企業者であること等一定の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式((1)において「特定株式」といいます)を払込みにより取得をした居住者等(当該株式会社の発起人に該当すること等の要件を満たすものに限ります)は、その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額の合計額を控除する特例を創設するなどの措置が講じられます。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、当該控除をした金額のうち 20 億円を超える部分の金額をその取得に要した金額から控除した金額とされます。
- (2) 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者により発行される株式で投資事業有限責任組合契約に従って取得されるものなど一定の要件を満たすもの((2)において「特定株式」といいます)を払込みにより取得をした場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除する特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額から、その特定株式の取得に要した金額の合計額とその取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額(20 億円を超える場合には、20 億円)とのいずれか低い金額を控除するものとする等の措置が講じられます。

6. ストックオプション税制に関する行使期間制限等に関する見直し

スタートアップの事業展開を後押しする観点からは、特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)が見直されます。具体的には、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使期間に関する要件(付与決議の日後 10 年を経過する日までに行うこと)を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、付与決議の日後 15 年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずることとされます。

この「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が 5 年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものとされます。

7. NISA 制度に関する見直し

NISA 制度(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(一般 NISA)および非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたて NISA))の恒久化・抜本的拡充を行うこととされます。

すなわち、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA 制度を恒久的な措置とすることとされます。あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額が拡充されます。一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、現行のつみたて NISA の水準（年間 40 万円）の 3 倍となる 120 万円まで拡充されます。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般 NISA の役割を引き継ぐ「成長投資枠」が設けられ、「つみたて投資枠」との併用が可能とされます。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般 NISA の水準（年間 120 万円）の 2 倍となる 240 万円まで拡充されます。これにより、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を合わせた年間投資上限額の合計は 360 万円となり、英國 ISA（約 335 万円）を上回る規模が実現します。

一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定することとされます。その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたて NISA の水準（800 万円）から倍増以上となる 1,800 万円とされます。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般 NISA の水準（600 万円）の 2 倍となる 1,200 万円とされます。

なお、現行の一般 NISA 及びつみたて NISA については、2023 年末で買付を終了することとされますが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の外枠で、現行の取扱いを継続することとされます。

また、法人が使用人に対して支給するつみたて NISA 奨励金で所得税法の給与等に該当するものは給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の対象となる給与等に該当することが明確化されます（所得税についても同様）。

8. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

個人所得課税のあり方の見直しの一環として、NISA の抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が導入されます。

9. クロスボーダー取引に係る書類等に関する手続き

クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等について、次の措置が講じられます。

(1) 振替国債等の利子の課税の特例等について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により税務署長に対して提出する次に掲げる書類のファイル形式を、XML 形式または CSV 形式とすることとされます。

- ① 非課税適用申告書等
- ② 特例書類

（注）上記の改正は、2024 年 7 月 1 日以後に提出する書類について適用されます。

(2) 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続について、その配当等の支払の取扱者のその支払を受ける者等に関する事項の光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供できることとされます。

（注1）上記の電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供する場合におけるその提供に関するファイル形式は、CSV 形式とされます。

（注2）上記の改正は、2024 年 7 月 1 日以後に提供する事項について適用されます。

10. クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る利子の非課税措置の延長

特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が 3 年（2026 年 3 月 31 日まで）延長されます。

11. 投資法人に係る課税の特例(再生可能エネルギー発電設備に係る措置)

投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件を除外した上で、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が3年(2026年3月31日まで)延長されます。

12. 投資法人、特定目的会社等に係る流通税の軽減措置

投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年(2025年3月31日まで)延長されます。また、投資法人、特定目的会社等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が2年(2025年3月31日まで)延長されます。

13. 土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年(2026年3月31日まで)延長されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー

中村 賢次

パートナー

高木 宏

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

スチュアート ポーター

パートナー

齋木 信幸

パートナー

松永 智志

パートナー

箱田 晶子

パートナー

野中 貴史

パートナー

杉山 清悟

パートナー

比留間 延佳

パートナー

藤野 孝太郎

ディレクター

今村 恒子

ディレクター

安武 幹雄

ディレクター

西川 真由美

ディレクター

青木 一憲

ディレクター

鈴木 俊二

ディレクター

ロブ キスナー

ディレクター

小林 慎理

ディレクター

ナンシー コン

ディレクター

水谷 直之

ディレクター

手島 吉彦

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.